職業能力開発施設拠点化

高等技術専門校施設内訓練検討委員会

第4回販売実務科部会

令和 2 年 (2020 年) 1 月 28 日 (火) 10:00~

於:県立高等技術専門校

次 第

- 1 あいさつ
- 2 議事
 - (1) 事務局説明
 - 第3回部会の委員意見・・・・・・・・・ 資料1
 - ・『販売実務科の今後の方向性について』・・・・・・ 資料2
 - (2) 各委員意見聴取・意見交換
- 3 その他
 - 配布資料 —

出席者名簿/配席表

資料 1…第3回部会における委員意見要旨

資料2…販売実務科の今後の方向性について(案)

資料3…『検討結果とりまとめ』資料の構成(体裁)イメージ

第3回販売実務科部会(R1.10.25)における委員意見要旨

会議次第 2 (2) 各委員意見聴取・意見交換

① 今後の方向性<科の対象者について>に関して

委員	・前回会議で「各機関の役割を網羅したうえで販売実務科における役割を考えると良いので
女只	は」と提案したが、資料3で全体の体制の整理が行われ分かりやすくなったと思う。
	・身体障がい者と精神障がい者に関しては、福岡校・鹿児島校・KSK・委託訓練という提
	供体制がある中で、販売実務科がどのような役割を担うのか明確になった。
	・これらを考えると、障がいの程度は別だが、販売実務科は知的障がい者を対象として進ん
	でいくべきであると考える。
	・県内からどれくらいの方が福岡校と鹿児島校に入校しているのか後で教えて欲しい。
委員	・訓練提供体制が整理され分かりやすくなった。販売実務科は全体の体制を踏まえこれまで
	どおりの知的障がい者を対象とした訓練科が良いと思う。
	・障がいの程度についてはB2など手帳の範囲ということではなく、「主に」の要件にされて、
	分かりやすくなったと思う。
委員	・誰に寄りそって行政をしていくのか、ということ。
	・時代が変わっている中で、ニーズが変化している状況の中で、これまでどおりの知的障が
	い者ではなく、精神障がい者等も対象にしていくべきだと考える。
	・困っている人(精神障がいのある方や発達障がいのある方)に寄り添うように考えていく
	のが行政の役割であると思う。
	・対象者を変えることで指導員のノウハウ面で困るのであれば、指導員が勉強し対応してい
	くべきであり、指導員に合わせるのではなく、困っている人に寄り添って指導員が変わっ
	ていくことが大切だと思う。
委員	・参考資料2のとおり、知的障がい者の求職者は若年層に多く、販売実務科はこれまでどお
	り知的障がい者を対象とすることが良いと思う。
	・障害者就業・生活支援センターで生活支援の面で関わっており、販売実務科は離職者の受
	け皿としての役割があると思うが、離職者に職業訓練を案内しても科のイメージが十分捉
	えられない方が多いようだ。販売実務科の見学ができる環境づくりを行うと、販売実務科
	修了後の一般就労への道筋がよりイメージし易くなると思う。それにより、特別支援学校
	の進路担当者にも勧めることができる。科の周知不足を感じる。
委員	・前回の会議でも申したが、科の設置時から現在までの約15年間で障がい者雇用・就労を取
	り巻く状況は激変(ニーズ、現状、実績等)した。このような変化がある中では現状維持
	ではなく、見直さなければならないと考える。
	・販売実務科継続を大前提としている中で、今後も知的障がい者に限定するのか、対象障が
	い種別を広げるかについて、時代の変遷から考えると、精神・発達障がい者への支援が中
	心となっている。
	・平成 28 年に作成された障がい者職業能力開発校に関する国の検討報告書によると、精神・ 発達障がい者へ支援を広げる必要があると明確に記載されているものの、ノウハウの積み
	発達障がい有べ又後を広ける必要があると明確に記載されているものの、ノリハリの損み 重ねが必要であり、すぐに対応することは難しい。
	重ねが必要であり、9くに対応9ることは難しい。 ・支援の範囲を精神・発達障がい者に広げることが理想だが、現実的にはノウハウの面等も
	・文後の配囲を相性・光達障がい有に広けることが壁芯にが、光美的にはノリバリの曲寺も あり困難。
	めり四難。 ・そのため、とりあえず、今は対象を知的障がい者に限定することはやむを得ないが、3~
	- 「このため、こりめんり、当は対象を知時障がい自に成足りることはやむを得ないが、3~° - 5年後も同じ状況であれば話にならないと思う。
 委員	・時代の流れの中で、今まで販売実務科が埋もれていた知的障がい者に特化して成果を出し
女只	できた点については役割を果たしてきたと思うが、今後については、国では障がいの多様
	性に対応することを目指しており、様々な訓練で様々な人に対応できることが理想的。
	・主な対象者を知的障がい者とし、知的障がい者でない方は「要相談」として知的障がい者
	以外を対象外としないようにした方が良いと考える。そうしても入校者は結果的にはほと
	している。
	/ U C M→VHH NH井N→V 、 「上 (C ' A' O) C ' ID

- ・知的障がい者のみの集団で力を発揮する人もいれば、一方で混ざりたくないと考える人も いるかもしれないが。
- ・一般の高校の卒業者で療育手帳の所持者が障害者職業センターを利用している例があるが、 就職活動をする際に障がいをオープンにするかどうかを迷われる人が多い。
- ・一般の高校には療育手帳所持者は各校 $1\sim2$ 名在籍していると思う。販売実務科は、このような方向けに就労移行支援事業所も含めていくつかの選択肢の1つとして設定することも考えられる。

委員

- ・ハローワークの現場で支援に時間がかかっているのは、一般の高校の卒業者のうちの療育 手帳所持者または手帳を取得するかどうか迷っている方(特別支援学校ほどの手厚い支援 を受けていない方)。
- ・今後も知的障がい者を対象とした科とする場合は、一般高校卒業者の受け皿として役割が、 その進む道になると考える。
- ・科の対象者については、最終的には事務局(県)において判断されるものと認識しているが、国(厚生労働省)の施策は精神・発達障がい者に軸足が移っているところ。
- ・障害者職業能力開発校(精神障がい者や発達障がい者を対象とする訓練科を有する福岡校、 鹿児島校等)、販売実務科、ソフトウェア開発訓練、委託訓練(の各訓練科)で、それぞれ の対象者を棲み分け、役割分担するということも一つの考え方ではあるが、最近も厚生労 働省から各都道府県あてに通知が発出され、その中では一般校においても精神障がい者等 の受け入れが喫緊の課題であるとされているため、科の対象者は数年後に見直していくこ とが必要と考える。

委員

- ・科の対象者については、資料の最後に、R2 年度、3 年度…と状況等を踏まえ点検・見直していくと記載されているため、当面はこの方向で良いと思う。
- ・対象者以外についての意見等であるが、高校生の療育手帳所持者が就職する際には、障がいをクローズした状態で就職することを選択する生徒がいるが、離職に繋がる例が多い。 高校内でのニーズのある生徒の就職に向かう部分についてのフォロー・支援も特別支援教育の視点からも関わっていきたいと考えている。
- ・H31 年度は、鹿児島校には県内の支援学校から 4 名 (全員が知的障がい者)、販売実務科には 10 名入校している。
- ・支援学校卒業時にうまく就職まで結びつかなかった生徒がさらに学びを深めるため、一般 就労を目指すために販売実務科や鹿児島校に入校されている。
- 特別支援学校等のシンポジウム等においても専門校から説明に来られているが、今後も連携を深めていきたいと考えている。

事務局

- ・部会の議論では、科の対象者(障がいの種別)について、各委員から多くの意見をいただ きました。
- ・販売実務科は知的障がい者を対象とした現在の形のまま進む方が良いのではないかという 意見があった一方で、多様性への対応という観点等から対象者を広げた方が良いのではな いかという意見もありました。
- ・対象者を広げた方が良いという委員からは、当面のところ現体制で進むとしても、時代の 変化やニーズ等を踏まえた継続的な見直し作業が必要、という意見もありました。
- ・今回のこのような皆様の御意見を踏まえ、まとめ方としては、今後の見直しの必要性について盛り込んだ形でのまとめ方にしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

委員・了解。

事務局

- ・そのようなまとめ方にすることで次回会議の準備をさせていただきます。
- ・では、会議次第の次の項目に移ります。

② 今後の方向性<①を前提とした科の方向性(案)>に関して

1 販売実務科の役割(ミッション)の再設定

委員

・「果たすべき機能」の中で、特別支援学校卒業生と一般高校卒業生が同列に記載されており、 どちらに重点を置くか明確にされておらずメリハリがないと思う。

- ・一般高校卒業者は「障がい福祉サービス」の必要性はあるものの、「障がい」の名称が入っていることにより抵抗感があり利用しない例や、障がいがある認識が生徒自身と保護者で十分でない方もおられると思う。実際にはニーズあるにも関わらず、必要な障がい福祉サービスにつながっていない例もあると思う。
- ・対応に悩む生徒等がおられる状況の中で、高校等に働きかけを行い、販売実務科に結び付 得るように取り組んで欲しい。
- ・ニーズがあるものの、待ち受けの状態で自然に就労移行支援に結びつかない方々を重点的 に重視し、販売実務科など必要な支援機関に結びつけるルートを作って欲しい。

委員

・販売実務科の入校生は特別支援学校卒業生の入校割合が高いが、3年間支援を受けた特別支援学校卒業生よりも、手厚い支援を受けていない一般の高校の卒業生がよりニーズがあるのではないかと、私も考える。

委員

- ・福祉的就労従事者(A型・B型)に対して具体的にどのようなアプローチを行うかが記載されておらず、ビジョンが見えない。
- ・福祉的就労従事者に関しては、就労移行支援事業所を利用して一般就労するという道筋があるが、県内では就労移行支援事業所自体が減少しており、例えば球磨郡ではこれまでの4か所が、休止もしくは廃止により0か所になった。
- ・このような就労移行支援事業所がない地域では、A型事業所とB型事業所が一般就労への 移行に結びつけることは現実的には厳しいと思う。
- ・このような地域に居住している一般就労への移行希望者の中には訓練にニーズがあるものの、距離等の問題で通所できない人たちをどのように救うのか考えることが行政の役割と思う。このような方をどのように訓練に結びつけ、一般就労へ繋げていくかが課題だと考える。

2 科(入校対象者/訓練内容等)の再構成

委員・知的障がい者を対象とし

- ・知的障がい者を対象とした状況の中で「①症状が安定していること」がどのような状況か 分からない。これは不要ではないか。
- ・「⑦本人(保護者を含む。)が自らの状態や能力に照らし、訓練内容が自らの一般就業に向けた訓練内容として適当であると考える方」の要件も不要ではないか。

事務局

・①は、重複した障がいや病気を抱えている訓練生がこれまで実際におられたので、補足の ところに記載していますがこのような方を想定し記載ところです。また、その他の項目に ついても国立障害者校が設定している対象者の定め方等を参考にしながら考えたところで すが、今日の皆様の意見等を基に再度検討します。

委員

- ・「軽度」という表現は良くないと考える。
- ・1 つの就労移行支援事業所の例では過去 5 年間で A2 の方で 4 人が一般就労し定着している ところであるが、「主に軽度の方」とすると A2 の方々などは応募できないと誤認識し、応 募しなくなると考える。
- ・要件としては、①から⑧まで掲げてあるが、「③一般就業の意志がある」と「⑤職業的自立が見込まれる」のこれだけで良いと考える。

委員

- ・手帳の判定は変更が生じることがあることを考えると、障がいの程度により対象者を規定 等するよりも、入校試験時点の状況で判断することが良いと思う。
- ・これまで定員を満たしていない年もあったところでもあり、この点からも絞り込みすぎるのは良くないと思う。
- ・「このような訓練をするのでこのような方が対象者となります」という考え方が良いのでは ないかと思う。

委員

- 絞り込みすぎと思う。
- ・①から⑧まであるが、ここまで絞ってどうするのかと思う。
- ・「③修了後に一般就業の意志がある」だけで十分ではないかと考える。
- ・要件を多くし、入れないようにしようとしているように見える。
- このようなことではいけないと考える。

委員	・A2 判定の人で一般就労の方は実際におられる。
	・「軽度」という言葉はそぐわないと考える。
委員	・現実に仕事する時には、障がいの程度と、仕事能力はイコールにならない。
	・症状が重いなどと定義づけされているが、実際に仕事をすると違う。
	・判定をもとに、この仕事はできないだろうと思われる方もいるが、その方ができないと思
	っているだけであり、実際に仕事の現場に立てば違うものであり、できる。
委員	・支援学校では様々な理由があって就職が決まらなかった生徒がいることは考えられるが、
	B2 判定の方の多くは支援学校在校中に就職内定を得られると思う。
	・軽度の方に絞り過ぎると、定員を満たすことができないという可能性が生じるので、この
	点は変えた方が良いと思う。
委員	・選考した結果入校生が中軽度になることはあると思うが、定員を割れた状態で不合格とし
	て落とすことをするのか、という点は考えないといけない。
	・一般就労100%を目指すことは当たり前だが、そのために重度の方を入校者の対象外とする
	ことは良くないと考える。
	・程度の要件については、修正が必要であると考える。

- 3 指導員の資質向上について・・・特に意見等なし
- 4 科の存在を県民や関係者にお知らせする周知活動等の強化

委員 ・私立高校に対するアプローチが弱いのではと思っており、私立高校への周知活動により力を入れて欲しいと考える。

- 5 受入体制等について・・・特に意見等なし
- 6 訓練生に対する就職支援について・・・特に意見等なし
- 7 修了者(就職退校者)へのフォローについて

 4 2	ウンナベル。ハマ「19世紀の)も、も然に四田がとフとは、他の機関し古様よフ、しつ
委員	・定着支援について、「人員体制やノウハウ等に限界があるため、他の機関と連携する」と記し
	載されているが、修了生等全員に対して丁寧なフォローが必要な状態ではないと思う。
	・販売実務科の修了生は、十分訓練を行ったうえで就職しているため、本当に定着支援を行
	う必要があるのは1人~2人程度と思われる。
	・定着支援が必要な方に関しては、まずは1年間、就職先の現場でフォローすることで少し
	ずつ解決策は見えてくる。
	・資料には、専門校でいつまで定着支援をしていくのかその期間が記載されていないが、予
	め専門校による定着支援の期間を定めておき、その後に障害者就業・生活支援センターな
	どの支援機関につなぐ流れとして欲しいと考える
	・なお、特別支援学校では定着支援の必要性の有無を判断せずに、お守りのように障害者就
	業・生活支援センターに登録しておいた方が良いとしている例がある。その後実際に卒業
	後離職した場合は、学校は関わられていないところ。
事務局	・フォロー期間については、明文の規定はありませんが、現在は修了後概ね5年まで校でフ
	オローしているところです。
	・期間については、委員意見等を踏まえ検討します。
委員	・就職後の様子を指導員が把握することは、修了生がどのような課題に直面しているか把握
	し、日々の訓練にフィードバックするうえでも大切と思う。
	・最低1年間は職場訪問を含めフォローして欲しい。
	・また、本人からヘルプサインが出た際に具体的にどのような対応を行うか、専門校で対応
	するのか、障害者就業・生活支援センターと連携するのか、そこが見えてこない。
	・課題が生じたとき、集中的な支援が必要となった場合にどのように対応するのか、明らか
	にしておいて欲しい。
L	

- 8 不断の取り組みとして科の充実や改善を図るための仕組みづくり・・・特に意見等なし
- 9 科の運営状況や科の設置効果を測る指標等の設定・・・特に意見等なし

10 科の名称(変更)について

委員 ・現在の「販売実務科」よりも、資料記載の「総合実務科」の方が訓練内容や実態に合っていると考える。

その他 全体について

委員	・就職退校の慣行について他校の状況は?
事務局	・鹿児島校(造形実務科)では本人や保護者の意向を尊重したうえで就職退校の例が多いよ
	いです。また福岡校(総合実務科)も同様です。
	・全国の一般校における障がい者を対象とした訓練科では概ね半分が就職退校を慣例として
	いる状況です。
	・資料記載のことについては、最終的には本人や保護者の意向を尊重するものであり、就職
	退校を妨げる趣旨ではありませんので補足します。
委員	・(販売実務科部会での議論全般についての意見であるが) 障害のある方たちをこっちに来な
	さい、健常者と思っている人がこっちにきなさいという話ではないと思う。世の中には差
	別もあるし、まだまだ改善すべきところがあると思う。
	・このようなことから、専門校の中で、社会に向けて、理解とか、障がいのある方と障がい
	のない方が一緒に生きていくのだ、ということを発信していくような試み(理解促進の取
	り組み)を行って欲しいと考える。
	・このような面を社会全体でどうにかしなければならないと考えている。
委員	・寄宿舎について、将来的には販売実務科の方を受け入れることができるように検討すると
	記載されている点は良いが、販売実務科は一般就労を目指す人でありまた高校の卒業生と
	いうことを考えると、販売実務科の訓練生も入寮し、今の寮生と同じ生活ができると考え
	る。
	・また、現時点での受け入れができない理由を記載されているが、記載内容は再検討の余地
	があると思う。
	・今挙げられている問題を解決していくことを求めたいと思う。
委員	・寮は必要だろうか?
委員	・学校現場の経験があるが、グループホームの利用者は、卒業する際に先にグループホーム
	を決め、その後に進路を決める例がほとんど。全ての場合において、生活面を整えなけれ
	ば訓練等の受講は厳しい。寄宿舎を整備するとよりニーズがあると考える。
委員	・私たち人間はできない理由を考えるのが上手。できない理由は多く出てくる。
	・できない理由を考えるのではなく、どうすればできるのか、を考えなければいけない。
	・ここを本気で考えて具体的に書いていくようにして欲しい。

<事務局から>

- 今日の会議を踏まえまして、内容の再検討を行います。
- 次回の会議時期は現時点で明示できないが準備ができ次第連絡します。

以上

販売実務科の今後の方向性について

基本的な考え方

各高等支援学校や特別支援学校高等部、各就労移行支援事業所の教育・訓練内容との役割分担・棲み分けを図り、知的障がいのある方のさらなる就労支援、自立支援に貢献する。

販売実務科の役割(ミッション)の再設定

- 県では、障がいのある人の自立に向けて、労働、福祉、保健・医療、教育等の様々な施 策により、就労支援や職場定着支援に取り組んでいるところ。
- 熊本県立高等技術専門校に設置する障がいのある方を対象とする施設内訓練科(=販売実務料)は、委託訓練・ソフトウェア開発訓練・福岡障害者職業能力開発校・鹿児島職業能力開発校などと相まって、県内の障がいのある方に対して職業訓練を提供しているところであるが、今般、当該科の今後の方向性等を次のとおり定め、地域に貢献する人材の育成を推進していく。

≪科の目的≫

変更前 (現行)

74

*現行の販売実務科設置要項に記載の目的。 知的障がい者に対する職業訓練機会を提供し、職業能力の習得を通じて雇用促進を図ることを目的とする。

亦百谷

一般就労を目指す知的障がいのある方 (離職者や福祉的就労に従事する者、新規学卒者など)に対して、本人の希望や能力に応じたきめ細やかな職業訓練を実施し、企業や事業所等から選ばれる人材の育成及び本人の希望に応じた就職支援を行い、一般就労の促進を図る。

就職後は関係機関と連携した支援により雇用継続やキャリア形成を図り、障がいのある方の更なる自立に繋げる。

上の取り組みを進めることで、(就職先) 事業所の雇用意欲の更なる喚起や、これまで障がいのある方を雇用したことがなかった職種・事業所を新たに開拓することで、障がいのある方の雇用のすそ野を広げる役割を目指していく。

資料2

販売実務科の今後の方向性について(案)

基本的な考え方

各高等支援学校や特別支援学校高等部、各就労移行支援事業所の教育・訓練内容との役割分租・棲み分けを図り、知的障がいのある方のさらなる就労支援、自立支援に貢献、する。

販売実務科の役割(ミッション)の再設定

- 県では、障がいのある人の自立に向けて、労働、福祉、保健・医療、教育等の様々な施策により、就労支援や職場定着支援に取り組んでいるところ。
- 熊本県立高等技術専門校に設置する障がいのある方を対象とする施設内訓練科(=販売実務料)は、委託訓練・ソフトウェア開発訓練・福岡障害者職業能力開発校・鹿児島職業能力開発校などと相まって、県内の障がいのある方に対して職業訓練を提供しているところであるが、今般、当該科の今後の方向性等を次のとおり定め、地域に貢献する人材の育成を推進していく。

≪科の目的≫

変更前 (現行)

"現行の販売実務科設置要項に記載の目的" ゲーがには33、セテュナフ 畔 ギョパギペ ヘチョ 44.4.1.

知的障がい者に対する職業訓練機会を提供し、職業能力の習得を通じて雇用促進を図ることを目的とする。

変更後

一般就労を目指す知的障がいのある方(離職者や福祉的就労に従事する者、新規学卒者など)に対して、本人の希望や能力に応じたきめ細やかな職業訓練を実施し、企業や事業所等から選ばれる人材の育成及び本人の希望に応じた就職支援を行い、一般就労の促進を図る。

就職後は関係機関と連携した支援により雇用継続やキャリア形成を図り、障がいのある方 の更なる自立に繋げる。

上の取り組みを進めることで、(就職先)事業所の雇用意欲の更なる喚起や、これまで陣がいのある方を雇用したことがなかった職種・事業所を新たに開拓することで、陣がいのある方の雇用のすそ野を広げる役割を目指していく。

1/6 (御田)

(果たすべき機能)

- ●般就労を目指す新規学卒者(ア. 高校・特別支援学校・中学等の学校卒業時点 で就職に結びつかなかった生徒。イ. 学校卒業後更に実践的な職業訓練の受講を希 望する生徒。)及び学卒未就職者に対して実践的職業訓練を提供する。
- 一般就労を目指す離職者(主に若年者)や福祉的就労従事者(主に若年者)に対して実践的職業訓練を提供する。< 再訓練を提供する場>

2 科 (入校対象者/訓練内容等)の再構成

(1) 入校対象者

変更前 (現行)

軽度の知的障がいを有し、次の全ての要件に該当する方。

- ① 就労意欲があり、かつ職業訓練の受講に意欲がある方
- ② 療育手帳を取得している方または公的機関で同等の判定を受けた方
- ③ 応募時に職業に就いておらず、公共職業安定所において求職登録をしている方
- ④ 自宅または居所(グループホーム等を含む。)から本校や実習先に自力で通所可能な方

麥更後

次の全ての要件を満たす知的障がいのある方(**生に**軽度の方)であって、公共職業安 定所において求職登録を行い、公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦を受けた方。

- 症状が安定していること。
- ② 療育手帳を取得している方または公的機関で同等の判定を受けた方
- ③ 修了後に一般就業の意思があり、就職に必要な技能習得が見込まれること。
- ④ 職業訓練及び集団生活に支障がないこと。
- ⑤ 職業的自立が見込まれること。
- ◎ 本人 (保護者を含む。) が訓練内容を十分に理解していること。
- ③ 本人 (保護者を含む。)が自らの状態や能力に照らし、訓練内容が自らの一般就業に向けた訓練内容として適当であると考える方。
- ⑧ 自宅または居所(グループホーム等を含む。)から本校や実習先に自力で通所可能な方

【補足】知的障がいと他の障がいを重複されている方は、これまでどおり応募の対象者となる。

(果たすべき機能)

- →股就労を目指す新規学卒者(ア. 高校・特別支援学校・中学等の学校卒業時点 で就職に結びつかなかった生徒。イ. 学校卒業後更に実践的な職業訓練の受講を希望する生徒。)及び学卒未就職者に対して実践的職業訓練を提供する。
- 一般就労を目指す職職者(主に若年者)や福祉的就労従事者(主に若年者)に対して実践的職業訓練を提供する。<再訓練を提供する場>
- ※ 特別支援学校に比べ、生徒・保護者による販売実務科の認知度が低いと 考えられる高等学校(私立学校を含む。)への周知活動を強化していべ必要がある。
- ※ 高等学校への周知については、就労移行支援事業所が少ない地域にある 高等学校への周知活動を強化していく必要がある。

2 科(入校対象者/訓練内容等)の再構成

(1) 入校対象者

変更前 (現行)

軽度の知的障がいを有し、次の全ての要件に該当する方。

- ① 就労意欲があり、かつ職業訓練の受講に意欲がある方
- ② 療育手帳を取得している方または公的機関で同等の判定を受けた方
- ③ 応募時に職業に就いておらず、公共職業安定所において求職登録をしている方
- ④ 自宅または居所(グループホーム等を含む。)から本校や実習先に自力で通所可能な方

変更後

<u>知的障がいのある方で</u>、次の全ての要件に該当する方。

- ① 一般就労(注)を目指す意欲・意思があり、かつ職業訓練の趣旨や内容を理解し 就職に向けた訓練の受講が可能な方
- ② 療育手帳を取得している方または公的機関で同等の判定を受けた方
- ③ 応募時に職業に就いておらず、公共職業安定所において求職登録をしている方
- ④ 自宅または居所(グループホーム等を含む。)から本校や実習先に自力で通所可能な方

【補足】知的障がいと他の障がいを重複されている方は、これまでどおり応募の対象者となる。

(注)「一般就労」とは、ここでは企業等に就職し労働契約を結んで働く就労形態のことを指します。障害者総合支援法における就労系福祉サービス(就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業、就労定着支援事業)は、ここでは「一般就労」に含まれません。

(2) 入校・退校に関する基本的考え方 (就職退校についての考え方)

これまでは、訓練期間中であっても希望する就職に至れば退校し仕事に就くことを容認 していたが、今後は、事業所から内定等を受け所定の訓練期間修了後に仕事に就くという ことを基本的な考え方とする。

(3)訓練期間

現行のとおり1年間とする。

(4) 入校時期

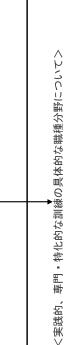
現行のとおり、4月入校13人、10月入校3人とする。

(5)訓練内容

集合訓練について \odot



- 各高等支援学校や特別支援学校高等部、各就労移行支援事業所の教育・訓練内容 との役割分担•棲み分けを図る。 0
- 現在の訓練より実践的、専門・特化的な訓練を充実していく。 0



当面は、現在行っている「事務」「物流」「販売」「製造」の4つの職種分野の深度

を深めて(内容を充実して)いく。

今後は (将来的には)

今後は、基本的考え方に沿って、職種分野は柔軟に対応していく。

(参考) ひのくに高等支援学校

・・・園芸科、工芸科、ツーニンが科(ツーニング)、ツーニンが科(皮革工芸)、窒業科

(2) 入校・退校に関する基本的考え方(就職退校についての考え方)

これまでは、訓練期間中であっても希望する就職に至れば退校し仕事に就くことを容認していたが、今後は、事業所から内定等を受け所定の訓練期間修了後に仕事に就くという ことを基本的な考え方とする。

※ 就職退校するかどうかの判断はこれまでどおり訓練生の判断による。

(3)訓練期間

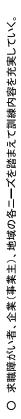
現行のとおり1年間とする。

(4) 入校時期

現行のとおり、4月入校13人、10月入校3人とする。

(5)訓練内容

集合訓練について Θ



基本的考え方

- 〇 各高等支援学校や特別支援学校高等部、各就労移行支援事業所の教育・訓練内容 との役割分担・棲み分けを図る。
- 〇 現在の訓練より実践的、専門・特化的な訓練を充実していく。



く実践的、専門・特化的な訓練の具体的な職種分野について>

当面は、現在行っている<u>「事務」「物流」「販売」「製造」の4つの職種分野</u>の深度 を深めて(内容を充実して)いく。



今後は、基本的考え方に沿って、職種分野は柔軟に対応していく。

(参考) ひのくに高等支援学校

・・・園芸科、工芸科、クリーニング科(クリーニング)、クリーニング科(皮革工芸)、窒業科

企業派遣実習について (C)

現行の状態(年間に5事業所程度)を継続する。

本人が様々な職種や事業所を経験した後に、就職先を選定することが できるよう指導する その際、

- 実習先は本人に様々な職種を経験させる観点から選定する(2事業程度) * * * *
 - 本人が希望する職種、事業所を尊重する (3事業所程度)
- 農福連携推進の観点からも特に農業分野の実習にも配慮する。
- 実習先は、これまでに販売実務科の実習生を受け入れたことがない新規事業所 の開拓に努める。

指導員の資質向上について ന

訓練内容を充実するためには指導員の指導能力の向上が重要。 このため、次のとおり資質向上に取り組んでいく。

- 0
- 県内の関係機関が開催する各種研修会への派遣

77

次のとおり周知方法等の強化に取り組んでいく

(1) 訪問活動の強化

高校、特別支援学校、企業・事業所、各所支援機関、市町村等への訪問強化

HPの活用、事例集等の作成他

(3) 関係機関との連携の強化

高校、特別支援学校・支援機関等との連携、支援企業・事業所との連携

- 福岡・鹿児島障害者職業能力開発校への研修派遣
- 職業能力開発総合大学校の職業訓練指導員研修(コース)への派遣
- 0

| 4 科の存在を県民や関係者にお知らせする周知活動等の強化

なお、その際は、訓練内容を充実していくことを十分説明していく

(2) 周知媒体の強化

企業派遣実習について **(**3)

現行の状態(年間に5事業所程度)を継続する。

その際、本人が様々な職種や事業所を経験した後に、就職先を選定することが できるよう指導する。

- 実習先は本人に様々な職種を経験させる観点から選定する (2事業程度) * * * *
 - 本人が希望する職種、事業所を尊重する (3事業所程度)
- 農福連携推進の観点からも特に農業分野の実習にも配慮する。
- 実習先は、これまでに販売実務科の実習生を受け入れたことがない新規事業所 の開拓に努める。

指導員の資質向上について က

訓練内容を充実するためには指導員の指導能力の向上が重要。 このため、次のとおり資質向上に取り組んでいく。

- 〇 福岡 鹿児島障害者職業能力開発校への研修派遣
- 職業能力開発総合大学校の職業訓練指導員研修(コース)への派遣
- 県内の関係機関が開催する各種研修会への派遣

科の存在や修了生の状況を県民や関係者にお知らせする周知活動等の強化 4

なお、その際は、訓練内容を充実していくことを十分説明していく 次のとおり周知方法等の強化に取り組んでいく。

(1) 訪問活動の強化

高校、特別支援学校、企業・事業所、各所支援機関、市町村等への訪問を強化していく。

(2) 周知媒体の充実

HPを活用した情報発信やパンフレット等PR資料の充実を図っていく。

修了生の就労状況等の発信 (B)

修了後の活動状況や日々の就労状況を、入校検討者や就労支援関係者、事業主等広。 社会に届けることができるよう、関係者に情報提供していく。

※ その際は本人の意向及びプライバシー等に配慮する。

見学者の随時受け入れについての周知 **(4**)

現在実施している見学希望者の随時受け入れについて、その周知を強化していく。

関係機関との連携による周知活動の強化 (2)

支援機関、支援企業・事業所、市町村等との情報交換や情報提供などを行い、連携を図 上の(1)~(4)の取り組みと並行して、高等学校(公立・私立)、特別支援学校、 りながら周知活動の強化につなげていく。

5 受入体制等について

(1) 訓練手当について

現行の状態(要件を満たす対象者に予算の範囲内で支給している。)を継続する。

(2) 寄宿舎での受け入れについて

現在、寄宿舎を含めて、専門校の施設・建物の再整備(各建物の再整備)を検討しているところであり、再整備工事完了後(令和4年度~5年度の見込み)は、販売実務科の訓練生を受け入れることができるよう、検討(建物の構造・設備面や寮の運営方法の見直し等)を進めていく。

【※補足】現在の寄宿舎(定員36人)から検討すると、建物の構造・設備面(2人部屋、金品管理等のセキュリティー面、共同の風呂・トイレ等、実態として入寮生は男性のみであること)や寮の運営方法(全員集合形式による食事摂取など)の面から、販売実務科の訓練生を受け入れることは現時点では困難な状況。

6 訓練生に対する就職支援について

本人が希望する職種や企業・事業所に就けるように取り組んでいる新規就職先の開拓を 含む現行の支援を継続のうえ就職支援をさらに充実させる。

78

現在は、修了生(就職退校者を含む。)には、修了後1か月後、3か月後、6か月後、1年後の時期に本人と連絡を取り、近況ヒアリングや各種アドバイス等のフォローアップを行っており、その後は1年年に同様の連絡を行っているところ。

しかし、専門校による定着支援については、フォローアップの期間や人員体制、「ノウハ ウ等に限界があることから、今後は障害者就業・生活支援センターや熊本障害者職業セン ターなどの関係機関と連携し、支援体制の充実を図る。

8 不断の取り組みとして科の充実や改善を図るための仕組みづくり

(1) 就職先事業所からの意見聴取

・修丁生 (就職退校者を含む。)の就職先事業所から、科の充実や改善を図るためのアドバイス等をいただくため、本人の就職後6か月から12か月の間に就職先事業所に対するヒアリング及び書面アンケートを新たに実施する。

(2) 特別支援学校(県教育委員会特別支援教育課)等との定期的意見交換

- ・訓練内容の接続や役割分担・棲み分けに向けた調整作業
- ・特別支援学校卒業生の接続支援(ケース対応)に関する連絡調整
 - ※ 定期的意見交換は実務担当者で実施する。

9 科の運営状況や科の設置効果を測る指標等の設定

(1) 訓練生(修了生)等の満足度評価

科の訓練内容等についての評価を得るため、修了(退校)時点において、訓練生(修 了生)や保護者を対象に満足度調査(書面調査)を新たに実施する。

5 受入体制等について

(1) 訓練手当について

現行の状態(要件を満たす対象者に予算の範囲内で支給している。)を継続する。

(2) 寄宿舎での受け入れについて

現在、寄宿舎を含めて、専門校の施設・建物の再整備(各建物の再整備)を検討しているところであり、再整備工事完了後(令和4年度~5年度の見込み)は、販売実務科の訓練生を受け入れることができるよう、検討(建物の構造・設備面や寮の運営方法の見直し等)を進めている。

【※補足】 現在の寄宿舎は、構造・設備面(老朽化、2人部屋、セキュリティー面等)や運営面(健康管理や安全対策)が脆弱であり、販売実務科の訓練生を受け入れ対象とすることは現時点では困難な状況と判断し、自宅等から通所が難しい訓練生の場合は、グループホームを推奨している。

6 訓練生に対する就職支援について

本人が希望する職種や企業・事業所に就けるように取り組んでいる新規就職先の開拓を含む現行の支援を継続のうえ就職支援をさらに充実させる。

7 修了者(就職退校者)へのフォローについて

現在は、修丁生(就職退校者を含む。)には、修丁後1か月後、3か月後、6か月後、1年後の時期に本人と連絡を取り、職場訪問等により近況とアリングや各種アドバイス等のフォローアップや勤務先の企業・事業所からの就労状況の確認を行っており、その後は1年毎に(~修丁後5年まで)同様の連絡を行っているところである。

今後のフォローについては、専門性の高い各関係機関等の協力を得て対応するなど調整を行っていく。

8 不断の取り組みとして科の充実や改善を図るための仕組みづく

(1) 就職先事業所からの意見聴取

・修了生 (就職退校者を含む。)の就職先事業所から、科の充実や改善を図るためのアドバイス等をいただくため、本人の就職後6か月から12か月の間に就職先事業所に対するヒアリング及び書面アンケートを新たに実施する。

(2) 特別支援学校(県教育委員会特別支援教育課)等との定期的意見交換

- ・訓練内容の接続や役割分担・棲み分けに向けた調整作業
- ・特別支援学校卒業生の接続支援(ケース対応)に関する連絡調整
- ※ 定期的意見交換は実務担当者で実施する。

9 科の運営状況や科の設置効果を測る指標等の設定

(1) 訓練生(修了生)等の満足度評価

科の訓練内容等についての評価を得るため、修了(退校)時点において、訓練生(修 了生)や保護者を対象に満足度調査(書面調査)を新たに実施する。

2/6 (極圧)

一般就労 (就職) (5)

- -般就労 (就職)率の目標は100%とし、毎年度その率を捕捉していく。 対象者(母数)は修了生及び就職退校者とする。
- 就労継続支援事業 A 型事業所は一般就労には含めない。

科の名称(変更)について 10

科の名称は、入校を検討される方や事業主、県民にとって分かりやすく、かつ訓練の内容 や就職状況に即したものに変更することが望ましいことから、「総合実務科」(仮称) 等に名 称変更する方向とする。

国立・障害者職業能力開発校等の県民への周知策の強化について

障がいのある方やその保護者、学校、各種支援機関、支援関係者などの県民に対して、福岡障害 者職業能力開発校・鹿児島障害者職業能力開発校や、国立職業リハビリテーションセンター(埼玉 県、岡山県)の存在を知ってもらうための周知活動を強化していく。 例えば、福岡障害者職業能力開発校・鹿児島職業能力開発校については各校で毎年オープンキャンパス等 が実施されているが、県内から参加するためには距離的な制約等もあることから、県内で、施設(学校)説明会 等を開催していただくこと等を含めて周知に取り組んでいく。

販売実務科の充実に向けた取り組みの実行に向けて

今般の検討作業による整理の後、科の充実に向けて整理した『方向性』に沿った具体的 な取組みについては"できるだけ早期に実行に移していく"という基本的な考え方のもと、 できる部分から順次着手していく。

79

- ※ R2 年度の訓練生の募集を既に開始していること等から、カリキュラムの大幅な改変や科名称 の変更については基本的には R3 年度からとなる見込み。
- また、この『方向性』に沿った具体的な取組み状況については、毎年度、「熊本県立高等 技術専門校連携推進協議会※」に報告し、意見や助言をいただきながらフォローアップを **行い、不断に改善・充実を図っていく。**
 - ※ 専門校の運営方針や訓練内容等に関する協議組織として、地元企業などの関係機関のニーズ を的確に把握し、地域に根ざした職業訓練の推進を図ることを目的に設置しているもの。
- 更に、R2 年度、R3 年度、R4 年度の科の運営状況等を踏まえ、R5 年度ごろに(状況によ っては前倒しの可能性もある)、それまでの取り組みを点検し、再度の見直しを行う。

(2)一般就労(就職)率

- -般就労(就職)率の目標は100%とし、毎年度その率を捕捉していく。
 - 対象者(母数)は修了生及び就職退校者とする。 *** ***
- 就労継続支援事業 A 型事業所は一般就労には含めない。

科の名称(変更)について 0

科の名称は、入校を検討される方や事業主、県民にとって分かりやすく、かつ訓練の内容 や就職状況に即したものに変更することが望ましいことから、「総合実務科」(仮称) 等に名 称変更する方向とする。

販売実務科の充実に向けた取り組みの実行に向けて

- 今般の検討作業による整理の後、科の充実に向けて整理した『方向性』に沿った具体的 な取組みについては"できるだけ早期に実行に移していく"という基本的な考え方のもと、 できる部分から順次着手していく。
- ※ R2 年度の訓練生の募集を既に開始していること等から、カリキュラムの大幅な改変や科名称 の変更については基本的にはR3年度からとなる見込み。
 - また、この『方向性』に沿った具体的な取組み状況については、毎年度、「熊本県立高等 技術専門校連携推進協議会※」に報告し、意見や助言をいただきながらフォローアップを 行い、不断に改善・充実を図っていく。
- ※ 専門校の運営方針や訓練内容等に関する協議組織として、地元企業などの関係機関のニーズ を的確に把握し、地域に根ざした職業訓練の推進を図ることを目的に設置しているもの。
- 更に、R2 年度、R3 年度、R4 年度の科の運営状況等を踏まえ、R5 年度ごろに(状況によ っては前倒しの可能性もある)、それまでの取り組みを点検し、再度の見直しを行う。

障がいのある方に対する職業訓練施策全般について

- 県民に対する障がい者職業訓練は様々な機関・訓練科によって提供されている(第3回の資料3参照)
- この部会では、販売実務科を対象に検討を行ったものであるが、委員から意見をいただいた検討 作業を通して(販売実務科に限らず)障がいのある方に対する職業訓練施策の全体的事項につ いての課題等を次のとおり把握することができたことから、主な事項を記載する。

国立・障害者職業能力開発校等の県民への周知策の強化について 0

障がいのある方やその保護者、学校、各種支援機関、支援関係者などの県民に対して、福岡障 害者職業能力開発校・鹿児島障害者職業能力開発校や、国立職業リハビリテーションセンター(埼 玉県、岡山県)の存在を知ってもらうための周知活動を強化していく

○ 委託訓練の充実について

- を設定している(毎年度県で募集方針を定め、民間教育訓練機関からの企画提案に基づき訓練 県では毎年度、厚生労働省からの事業委託を受け、委託訓練科(オーダーメイド型訓練を含む。 科を設定している)。
- 近年は、精神障がいのある方、発達障がいのある方の求職者が増加傾向にあることから、その対 応として、オーダーメイド型訓練の制度周知(求職者、事業所)の強化を図るとともに、毎年度の委 託訓練科の設定に当たっては、県下ハローワーク等関係機関で把握された求職・求人の双方の 対応1 た訓練科の設定

(特記事項) 販売実務科の入校対象者に関する委員意見

- 部会の議論では、販売実務科の入校対象者(障がいの種別)の設定について、各委員から様々な御意見をいただきました。
- 意見ア 現行の知的障がい者に加え、精神障がい者や発達障がい者を入校対象にした方(門戸を広げることが)が良いと考える。
- 意見イ 現行のとおり知的障がい者のままとすることが良いと考える。
- 販売実務科の対象者やその他の項目について委員からいただいた各意見は、できるだけ資料「販売実務科の今後の方向性」に反映させるよう努めたところですが、科の対象者については、 委員の間でも意見が分かれたことから、今回は事務局の考え(※下記載)をベースに資料「販売実務科の今後の方向性」を取りまとめました。
- このため、科の対象者の設定に関する双方の意見要旨を次のとおり特記します。

事務局の考え

- **|障がいのある方に対する就労支援に関する行政施策は、労働行政(職業訓練)、厚生行政(障害福祉サービス)、文部科学行政(特別支援学校等)などで行われている。** (職業訓練は、障がいのある方に対する就労支援という全体の制度を構成する一部である。)
- ・県民に対する障がい者職業訓練の提供に関する基本的な考え方は次のとおり。
- **章がいのある方に対する就労支援を構成する「障がい者職業訓練」は、県民に対して ①国(厚生労働省)が県民を含め全国民を対象に設置している国立障害者職業能力開発校(九州では** 福岡校と鹿児島校)の各訓練科 ②熊本県が実施する各訓練科(販売実務科、ソフトウェア開発訓練科) ③国(厚生労働省)から県が事業を受託し実施する委託訓練 により提供していく。
- ・上記①②③の各訓練科は、訓練期間(長期・短期)、対象者の障がいの種別、対象者の障がいの程度(重度・軽度)の志向性などが訓練科毎に異なりそれぞれの役割等があるところ(第3回部会の資料3参照)であり、 仮に、県内にソフトウェア開発訓練科や委託訓練の各訓練科が無い場合は、知的障がい者に加え、精神障がい者や発達障がい者を入校対象者にした方が良いと考えられるが、
 - ①②③の全訓練科を全体として俯瞰的な視点から考えると、販売実務科の入校対象者は、今直ちに変更するよりも、当面の間は現行のとおり知的障がい者のままとしたうえで訓練内容の
 - 充実等を図ことで運営し、R2~R4 年度の運営状況等を踏まえ R5 年度ごろにそれまでの取り組みを点検し再度の見直しを行うこととしたい。

精神障がい者や発達障がい者を入校対象にした方(門戸を広 意見ア げることが)が良いと考える、という意見 現行の知的障がい者に加え、

という意見 現行のとおり知的障がい者のままとすることが良いと考える、 意見イ

販売実務科を設置した平成 16 年から現在までの約 15 年の間に、障害福祉サービスの

大茶

- 〇 国(厚生労働省)の施策の軸足は、平成16年度当時と比べ最近は精神障がいのある 充実や法定雇用率の変更等があり、障がいのある方の雇用をとりまく環境は激変した。 方や発達障がいのある方に移ってきている。
- 施(H3O、H31)するなど一般校における精神障がいのある方等の受け入れ促進を各都道 えて、精神障がいのある方や発達障がいのある方も入校対象とすることが(対象者の門 戸を広げることが)良いと考える。 障害者職業能力開発校(精神障がいのある方や発達障がいのある方を対象とする訓練 ではあるが、厚生労働省においては一般校(障害者職業能力開発校ではない都道府県立 職業能力開発校)に精神障がいのある方を対象とする訓練科設置支援のモデル事業を実 府県に働きかけてきたところでもあり、また、県内においても精神障がいのある方の数 (人口) が多いことなどから、販売実務科の対象者としては、現在の知的障がい者に加 各訓練科)で、それぞれの対象者を棲み分け、役割分担するということも一つの考え方 科を有する福岡校、鹿児島校等)、販売実務科、ソフトウェア開発訓練、委託訓練(の 0
- として販売実務科の対象者も変更することが良い(門戸を広げることが良い)という ものではない。各訓練機関の各訓練科によって訓練内容やそれに応じた対象者の設定 国の施策の軸足が、精神障がいのある方や発達障がいのある方に移ってきたから、 など役割分担があると考える。 O
- のある方など一緒に訓練しているが、県立校の施設内訓練科である販売実務科で就労 就労移行支援事業所では、精神障がいのある方、発達障がいのある方、 移行支援事業所と同じようなことをしても意義が少ないのではないか。 0
- 障がいのある方の数(人口)では、知的障がい者の求職者は若年層に多く、販売実 務科はこれまで通り知的障がい者を対象とすることで良いと思う。 0
- 等の全体の観点から考えると、販売実務科の対象者は、現行のまま変えないことが良い 第3回部会の資料3で県民に対する職業訓練の提供体制の整理が試みられ、各訓練機 関の各訓練科のそれぞれの役割等が分かりやすくなった。科の対象者の設定につき、販 売実務科のみで考えるのではなく、各訓練機関の各訓練科のそれぞれの役割や棲み分け

当面は販売実務科の対象者を現状のまま知的障がい者とするとしても、今後の販売実務科の運営状況や他の訓練科の状況、 今回、販売実務科の今後の方向性等を検討した結果、当面は販売実務科の対象者を現状のまま知的障がい者とするとしても、今後の販売表称や 求職障がい者・事業者(企業等)のニーズ等を踏まえ、販売実務科の対象者について中長期的な視点で<u>検討を継続</u>していくことが必要と考える。

第4回販売実務科部会(R2.1.28)における委員意見要旨

会議次第 2 (2) 各委員意見聴取・意見交換

(注意)

○ 下は、会議における発言順(時系列)ではなく、意見があった事項・意見交換した事項について、 資料2「販売実務科の今後の方向性(案)」の1ページ目から順に記載している。

委員

- ・2ページの(果たすべき機能)に※を2つ追加することは良いと考える。ただ、記載の表現に関して、※の末尾に「必要がある。」と記載があるが、これは不要ではないか。
- ・またこの※に記載の内容は重要なので実行段階では計画的に実施されることを期待する。

→事務局と委員で修正案を検討

委員

・2ページの変更後の①に「職業訓練の趣旨や内容を理解し」とある。修正案自体は良いと思うが、これをうまく運用するためには入校前に、校の様子や訓練内容、カリキュラム等について教育相談や見学等により、入校検討者に十分周知することが重要と考える。このため、科の周知策は「4」に記載があるが、この観点からも、2ページの部分にも、入校検討者に対する科の内容を十分周知していく旨を記載した方が良いと思う。

→事務局と委員で修正案を検討

委員

・2ページの変更後の(注)について、()の中の「就労移行支援事業」と「就労定着支援 事業」はその内容に照らすと、()内への記載は不要と考える。

→事務局と委員で修正案を検討

委員

- ・3ページの(2)に「これまでは就職退校を容認していたが」旨の記載があるが、記載の 趣旨(1年間訓練を受講し就職することを基本とする)を誤解なく伝わるような表現にし た方が良いと思う。「容認」という言葉が気になる。
- ・修正文案では、「何のために・・・」ということを追記した方が良いと思う。

委員

- ・自分も1年間きちっと訓練を受けた後に就職することが良いと思う。就職退校について他 県の校の状況を参考として教えて欲しい。
- ・専門校の販売実務科で1年間訓練を受け、卒業(修了)したということが一つのステータスになることを期待する。

→事務局と委員で修正案を検討

委員

・4ページの「3」の3つめの○に「県内の関係機関が開催する各種研修会への派遣」とあるが、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構では、職業訓練指導員等を対象とした全国規模の研修会を各地で開催している。これらの研修会に専門校から参加されることを期待するので、文案を「県内」を「県内外」として、「県外」も追加して欲しい。

→事務局と委員で修正案を検討

委員

- ・5ページの「7」について、タイトルは「フォロー」という言葉が使われているが、「定着 支援」という言葉とどのように違うのか。何か特段の意図があるのか。
- ・説明文の下の方の2行について、「今後のフォローは・・・」と記載があるが、上の方の4 行に記載の現在行っている取組みを今後も継続するのかどうか、少しはっきりしない文案 となっているが…。

事務局

- ・「フォロー」については、修了生等の定着支援に加えてキャリア形成の支援ということを念 頭にフォローという言葉を使用したところ。
- ・今後もこれまでの支援を継続することで考えている。また今後、関係機関の協力を得なが ら支援することが重要と考えたためこのような文案としたもの。
- ・委員の指摘を踏まえ、文案を再検討したい。

委員

・(今の委員の意見に関連して)説明文の下の方の2行の「今後のフォローは・・・」について、専門校による修了生への支援はノウハウ的な限界もあると思うので、修了後の支援は、 (修了後、一定期間経過後は)ノウハウを持つ関係機関に任せるという考え方も大事だと思う。

→事務局と委員で修正案を検討

委員

- ・「7」に関連し、5ページから6ページにかけての「9」指標の設定に関する追加提案であるが、今(の社会情勢において)は、就職させることは比較的簡単であり、就職後の定着が困難であり、重要である。このため、修了生の定着率・定着状況について、何らかの形で指標として設定することはどうかと考える。目標に向けて、取り組んでいくという流れを作るためにも。
- ・指標を設定する場合は、障害者就業・生活支援センターなど、関係機関が設定しているものなども参考になると思う。

(→今後、事務局で検討します。)

委員

- ・6ページの「販売実務科の充実に向けた取り組みの実行に向けて」について、この部分は 前向きな内容が記載されており、良いと思う。
- ・2つ目の○に「高等技術専門校連携推進協議会」とあるが、この会議の委員はどのような 方なのか教えて欲しい。この会議で販売実務科をはじめ障がいのある方に対する就労支援 策についての議論等がなされるものと思うが、障がいのある方に対する就労支援に詳しい 方が入っておられるのかお聞きしたい。入っていないなら、入れていただくことを検討願 いたい。

事務局

- ・障がいのある方に対する就労支援に詳しい方の委員が少ないので、入っていただく方向で 検討します。
- **委員** ・「高等技術専門校連携推進協議会」委員に企業の方は入っているのか。

事務局

・1つの企業(事業所)という形ではなく、例えば自動車の団体の代表の方という形で企業 の方に委員をお願いしているところ。

委員

- ・6ページの「障がいのある方に対する職業訓練施策全般について」の中に、国立校の周知について記載があるが、周知策として具体的にどのようなことを考えているか。
- ・また、販売実務科を含め、各訓練科を県民の方へ周知する際のパンフレット等を充実して いくことは重要と思う。

事務局

・国立校の周知策を例示し説明。

委員

・最後の資料「販売実務科の入校対象者に関する委員意見(特記事項)」について、資料を見ると、2つの意見が対立したかのような印象を受ける。例えば、意見イの「現行のとおり知的障がい者のままとすることが良いと考える。」という表現を「知的障がい者を中心とするままの・・・」といった表現に変更した方が良いと思う。

→事務局と委員で修正案を検討

委員

・確認であるが。訓練生の通学に関して、入校前の自宅から距離等の面から通学が困難な方は、グループホームを利用して通学することも可能か(認めているか)。

事務局

・もちろん可能。これまでも実際におられたところ。

委員

- ・最後の資料「販売実務科の入校対象者に関する委員意見(特記事項)」について、資料の中には「県立校の施設内訓練科である販売実務科で就労移行支援事業所と同じようなことをしても意義が少ないのではないか。」など、様々な意見が記載されている。これまでの部会での議論なので、この資料に記載の内容を変えることは難しいと思うが、再度、自分の考えを述べておきたい。
- ・障がいのある方に対する就労支援は、障がいの種別では、知的障がいのある方よりも、精神障がいのある方や発達障がいのある方への支援が比較的難しいと一般には言われている。

- ・販売実務科では知的障がいのある方を対象としており、どちらかというと支援が難しい精神障がいのある方や発達障がいのある方を対象とはしていないので、この面からも販売実務科の存続の意義を考えていく必要があると思う。
- ・販売実務科の意義については、官(県立校の施設内訓練科)と民という観点があると思っており、県立高等技術専門校の訓練科として、県立校で、障がいのある方に対する職業訓練を、精神障がい者等と比較して比較的支援がやり易い知的障がい者を対象として、官が実施するのであれば、官で実施する必要性を明確にしておく必要がある、説明することが求められる、と考える。

官がやるのであれば、「ニーズがあるが民では手を出しにくいから」、「民で提供しているが量が足りていないから」、「民で手広く提供しているが民では質の向上が不足しているから、官がモデル的にやって普及していく」といったことが、官が行う必要性、理由になると考える。しかし販売実務科は、この3つのどれに当たるのか、現状ではなかなか難しい面があると思う。

- ・このようなことを念頭に置き、今後の販売実務科を運営に当たることが重要と考えるし、 また、引き続き、科の意義について検討していくことが必要と思う。
- ・ここで、一つ聞きたいのが、H2.4月の入校生の数はどうか。

事務局

・R2.4 月の入校生は現在も募集中(段階的に募集)であるが、現時点で決まっているのは 4 月入校の定員 13 人に対して 1 回目の募集で 6 人が確定しているという状況。

委員

- ・入校生数は、過去に入校生が減少し H31 年度(R1 年度)は少し盛り返したという状況であったと思う。販売実務科では、入校生が少ないから指導員を減らすということはないと思うので、科を設置継続するのであれば指導員数に見合う訓練生を確保するということは重要と思う。
- ・以前の会議で発言したが、今後も入校生が少ない状況が続くのであれば、科の廃止も含めて見直す必要があると思っており、時代の状況が今後も変わっていく中で、今後、科をどのようにしていくのか(入校生の推移を見ながら)引き続き考えていくことが必要と考える。

意見 交換

※ 知的障がいのある方と発達障がいのある方の捉え方について委員から質問があり、各委 員、事務局で意見交換等を行った。

以上

<事務局から>

- 今日の会議を踏まえまして、事務局で資料の加筆修正を検討します。
- 検討作業の後、最終案を郵送するので確認等をお願いします。